

売買取引の条件の公表

久留米青果株式会社

久留米市中央卸売市場業務条例第49条の規定により、下記のとおり公表します。

<p>1 営業日及び営業時間</p>	<p>営業日は、市場カレンダーの通りとします。 開場時間は、0時から24時までとします。 窓口支払い時間は、午前7時30分から正午までとします。</p>
<p>2 取扱品目</p>	<p>野菜・果実・鳥卵その他の生鮮食料品等。</p>
<p>3 生鮮食料品等の引渡しの方法</p>	<p>生鮮食料品を買いった仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう、荷渡票又は標識等によって明示し、指定場所にて引渡しを行います。</p>
<p>4 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額</p>	<p>出荷者は委託手数料を負担します。買受人が負担する費用はありません。 出荷者が負担する委託手数料は次のとおりとします。 野菜及びその加工品は、卸売をした物品の価格（消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ）と数量の積の合計額の100分の8.5。 果実及びその加工品は、卸売をした物品の価格と数量の積の合計額の100分の7.0。 鶏卵は、販売をした物品の価格と数量の積の合計額の100分の6.0。 鶏卵以外の鳥卵は、販売をした物品の価格と数量の積の合計額の100分の8.5。</p>
<p>5 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法</p>	<p>委託者に対し、卸売の翌日までに売買仕切書を送付し、売買仕切金を支払う。（支払の特約等がある場合はその日まで。）売買仕切金の支払い方法は、現金、小切手、手形、送金又は電子決済のいずれかによるものとする。 出荷者から生鮮食料品を買いったときは、引渡しをうけた翌日までに、その代金を支払う。（支払の特約がある場合はその日まで。）</p>
<p>6 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額</p>	<p>出荷者に交付する出荷奨励金は、出荷奨励金支出基準表の通りとします。なお、個人出荷については、原則として出荷奨励金の交付の対象外とします。 買受人に交付する完納奨励金は、1000分の10以下とします。</p>